

2019年2月期全塾協議会定例会議事録

2019年2月28日

全塾協議会

全塾協議会規約 第27条第1項に基づき、2019年2月28日に開催された全塾協議会定例会の議事録を公開する。

議事概要記録

名称	2019年2月期全塾協議会定例会
場所	三田キャンパス 第一校舎 124号室
日時	2019年2月28日 17:38～19:53

出席者

	塾生代表	南昇吾
文化団体連盟	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長代理	秦圭矢乃
体育会本部	体育会本部 主幹	西澤勇太
全国慶應学生会連盟	全国慶應学生会連盟常任委員会 常任委員長	溝口然
全塾ゼミナール委員会	全塾ゼミナール委員会 委員長	須山理朗
四谷自治会	四谷自治会 会長	佐藤 勇氣
芝学友会	芝学友会 会長	福井 一玄
福利厚生機関	福利厚生機関本部 代表	駒野祐介
	全塾協議会事務局 事務局長	三浦和記
	全塾協議会事務局より他6名	
以下議案提出者	全塾協議会事務局 卒業アルバム委員会 財務局長 三田祭実行委員会 財務局長 四谷祭実行委員会 委員長 應援指導部 リーダー会計 同 吹奏楽団会計 同 チアリーディング部会計 同 会計 共済部 財務 法学部法律学科ゼミナール委員会 財務 文化団体連盟本部 常任委員会 委員長 体育会本部 財務 塾生代表	岩館 則明 新池航平 岡本怜子 小島原 史大 中山 貴裕 把田 賢吾 三寺 由莉 穴水 亮輔 荒川 健太 浅井 武史 井上 竜之介 川上 智也 南昇吾

次第

項目	担当・議案提出者
1. 開会宣言	事務局長 三浦和記
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 南昇吾
3. 定足数確認	総務部長 中村歩
4. 配布資料の確認	
5. 前回議事録の確認	
6. 議長の指名	
7. 報告事項	
(1) 塾生代表報告 [20190228-01-JSD]	塾生代表 南昇吾
(2) 事務局報告 [20190228-02-JMK]	
i. 事務局長報告	事務局長 三浦和記
ii. 総務部報告	総務部長 中村歩
iii. 財務部報告	財務部長 岩館則明
iv. 広報部報告	事務局長 三浦和記
v. 管理部報告	管理部長 岩館則明
(2) S	
8. 協議事項	
(3) 全塾協議会事務局の交付金特別支出承認申請 9. [20190228-03-JMK]	全塾協議会事務局 財務部長 岩館則明
(4) 卒業アルバム委員会の独自財源特別支出承認申請 10. [20190228-04-SAI]	卒業アルバム委員会 財務局長 新池航平
(5) 三田祭実行委員会の独自財源特別支出承認申請 11. [20190228-05-MTI]	三田祭実行委員会 前夜祭会計 財務局長 岡本怜子
(6) 四谷祭実行委員会の交代承認申請 [20190228-06-YTS]	四谷祭実行委員会 委員長 小島原 史大
(7) 應援指導部の独自財源特別支出承認申請 12. [20190228-07-OES]	應援指導部 会計 穴水亮輔(他3名)
(8) 應援指導部の交付金特別支出承認申請 13. [20190228-08-OES]	應援指導部 会計 穴水亮輔
(9) 共済部の独自財源特別支出承認申請 14. [20190228-09-KSB]	共済部 財務 荒川 健太
(10) 法学部法律学科ゼミナール委員会の独自財源特別支出承認申請 15. [20190228-10-HHZ]	法学部法律学科ゼミナール委員会 財務 浅井武史
(11) 文化団体連盟本部の交代承認申請 16. [20190228-11-BRH]	文化団体連盟本部 常任委員会 委員長 井上竜之介
(12) 体育会本部の交付金特別支出承認申請	体育会本部

17. [20190228-12-TKH]	財務 川上智也
(13) 塾生代表の全塾協議会体制に関する議案	塾生代表
18. [20190228-13-JSD]	南昇吾
(14) 連絡事項	
(15) 次回全塾協議会の日程	総務部長 中村歩
19. 閉会宣言	事務局長 三浦和記

議決事項

内容	可否	番号
全塾協議会事務局の交付金特別支出承認申請	可決	1号
卒業アルバム委員会の独自財源特別支出承認申請	可決	2号
三田祭実行委員会の独自財源特別支出承認申請	可決	3号
四谷祭実行委員会の代交代承認申請	可決	4号
應援指導部の独自財源特別支出承認	可決	5号
應援指導部の交付金特別支出承認申請	可決	6号
共済部の独自財源特別支出承認	可決	7号
法学部法律学科ゼミナール委員会の独自財源特別支出承認	可決	8号
文化団体連盟本部の代交代承認申請	可決	9号
体育会本部の交付金特別支出承認申請	可決	10号
塾生代表の全塾協議会体制に関する議案	取り下げ	11号

年月日 議事録作成

全塾協議会事務局 事務局長 三浦和記

(署名)

この議事録が正確であることを証する。

塾生代表 南昇吾

(署名)

全塾協議会 議長 福井一玄

(署名)

議事詳細記録

1. 開会宣言

事務局長 三浦和記が開会を宣言した。

2. 塾生代表挨拶

塾生代表 南昇吾が挨拶を行った。

3. 定足数確認

総務部長による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

4. 配布資料確認

総務部長が、既に配布された資料の確認を行なった。

5. 前回議事録の確認

総務部長が前回議事録は現在作成中であり、完成し次第報告すると述べた。

6. 議長の指名

総務部長は、全塾協議会規約 第 16 条に基づき議長の選任方法を諮ったところ、満場一致を以って芝学友会会長福井一玄が議長に選任された。

7. 報告事項

(1) 塾生代表からの業務報告 [20181130-01-JSD]

応援指導部と野球部と協力をし、パーカー作成を行っている旨を報告した。デザインが完成し、試作品も一つ完成していると説明し、今後球場や生協で販売する方針であることを述べた。また、全塾協議会事務局と、全塾協議会の在り方について話し合いを行ったことを述べた。

(2) 事務局からの業務報告 [20181130-02-JMK]

i. 事務局長報告

事務局長は新歓を全塾協議会所属団体と協力しながら進めている旨を述べた。

ii. 総務部報告

総務部長は通常業務を行っている旨を報告した。また、特別支出許可番号の入力フォームの試験運用を開始したいことを述べた。

iii. 財務部報告

財務部長は会計期間が12月締めの子会社の決算を回収している旨を報告した。今年度の会計期間が始まっている団体は交付金の配布をしていること、国際関係会と文化連盟団体本部は昨年度の決算を確認中であり、確認が終わり次第交付する予定であることを述べた。

iv. 広報部報告

事務局長は全国慶應学生会連盟とのあいさつ運動を行った旨を報告した。また、今年度は事務局の広報として新歓期にティッシュを作成し配布すると決めたこと、ホームページのデザインを変更する予定であることを述べた。

v. 管理部報告

管理部長は局長室と一体化するための業務を行っている旨を報告した。

8. 協議事項

(1) 全塾協議会事務局の交付金特別支出承認申請 [20190228-03-JMK]

全塾協議会事務局より交付金特別支出承認申請が上程された。その内容は、新歓期に広報に使われるティッシュ製作代 95,839 円である。全塾協議会事務局財務部長より、事務局が交付金特別支出承認申請をしているが、事務局の広報だけではなく、全塾協議会の広報を目的としているとの説明があった。なお、ティッシュは入学式にて新入生に配布される手提げ袋に入れられたり、新歓内外で広報を目的として配布される予定である。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 南昇吾は本決議を承認した。

(2) 卒業アルバム委員会の独自財源特別支出申請 [20190228-04-SAI]

卒業アルバム委員会より独自財源特別支出承認申請が上程された。その内容は、①取材時にかかる飲食費 600(円)×6 人=3,600 円、②取材時にかかる交通費 27,200 円である。交通手段としてタクシーが利用されているのはカメラなどの機材が重いためである。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 南昇吾は本決議を承認した。

(3) 三田祭実行委員会の独自財源特別支出申請 [20190228-05-MTI]

三田祭実行委員会より独自財源特別支出承認申請が上程された。内容は、①三田祭パンフレットを送付する際のレターパック代 360 円。担当者から、①は第 60 回三田祭における経費の事後申請であるとの説明があった。

また、第 61 回三田祭開催に向けて、①三田祭で使用する物品運搬のためのガソリン代および保険代として 56,540 円。②パンフレットへの企業広告掲載による協賛の案内の際に添付する切手代(3 月から 5 月分)として 25,500 円(62 円切手×50 枚、82 円切手×200 枚、120 円切手×50 枚)。③パンフレットへの企業広告掲載による協賛の案内及び返送用はがき代(3 月から 5 月分)として 74,400 円(はがき 62 円×1,200 枚)。④三田祭における装飾物やポスター作製の際に慶應義塾内のパソコンから出力する印刷費として 60,000 円。担当者から、④は交通費系 IC カードで支払いがされていること、補足には 3 月～5 月分とされているが、正しくは 4 月～5 月分であることの説明があった。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 南昇吾は本決議を承認した。

(4) 三田祭実行委員会の代交代承認申請 [20190228-06-YTS]

四谷祭実行委員会より代交代承認申請が上程された。財務局長が出席しなかったため、委員長およ

び副委員長のみの交代となった。新委員長に小島原 史大、新副委員長に平本 京嗣、尾崎 真友が就任した。

全塾協議会は修正案を全会一致で可決し、塾生代表 南 昇吾は本決議を承認した。議会の承認にあたり、委員長の小島原は意気込みを述べた。

(5) 應援指導部の独自財源特別支出申請 [20190228-07-OES]

應援指導部より独自財源特別支出承認申請が上程された。

1 番項はリーダー部会計から、事後申請として①部員用半袖シャツの購入費 37,632 円 (3100 円×12 枚=37,200 円、振込手数料 432 円)、事前申請として②合宿地並びに卒部生に送る色紙代 5,000 円、③第 48 回慶早対抗グライダー競技会閉会式における交通費 4,000 円 (第 48 回慶早対抗グライダー競技会閉会式における交通費代として熊谷駅との往復×2 人分)、④3,4,5 月分飲食料関係費 60,000 円 (各種応援で使用する飲食関係費、スポーツドリンク粉、スポーツドリンク、水、氷類、塩分タブレット等)、⑤オリエンテーション関係費 90,000 円 (新歓期間中の各種オリエンテーション関係費食事代、新入生に渡す学生服のボタン、カラー代)、⑥春合宿における撮影依頼費 70,000 円 (春合宿での撮影依頼費) である。担当者は、シャツおよびユニフォームは毎年購入していること、合宿は 3 月中旬に行うこと、また、3 月から応援活動が本格化するため熱中症の対策が必要であることを説明した。

2 番項は吹奏楽団会計から、①3 月分コーチ代 120,000 円 (月謝 100,000 円、交通費 1000 円/回×20 回=20,000 円)、②4 月分コーチ代 120,000 円 (月謝 100,000 円、交通費 1000 円/回×20 回=20,000 円)、③4 月分コーチ代 67,000 円 (謝礼 5,000 円/回×10 回=50,000 円、交通費 1,700 円/回×10 回 (日吉⇄武蔵小杉⇄立川、立川北⇄桜街道、往復分))、④第 88 回慶早レガッタ定期戦にて使用する飲料水 800 円 (2 L のスポーツドリンク 200 円×4 本)、⑤東京六大学野球春季リーグ戦にて使用する飲料水 7,000 円 (2 L のスポーツドリンク 200 円×35 本)、⑥東京六大学野球春季リーグ戦にて使用する氷 3,000 円である。担当者は③の 4 月分のコーチ代について、今までの先生に加えて、1 月より新しいコーチの先生にも指導をお願いしていることを説明した。

3 番項は、チアリーディング部会計から、①3 月分コーチ代として 117,000 円 (技術向上、及び安全の為にテクニカルコーチ代として指導料 12,000 円/2 時間×18 時間、交通費 練習 1 回につき 1,000 円×9 回)、②春合宿納会費代 5,000 円 (お菓子、飲み物代 5,000 円)、③春合宿食事代 864 円 (3 テクニカルコーチの昼食 864 円×1 名分)、④お茶会代 15,000 円 (オリエンテーション期間に行う新入生への部の説明等をするお茶会代として 5,000 円/回×3 回)、⑤春合宿の方への贈答品費 2,000 円 (3 月に行う春合宿の宿の方への手土産のお菓子代)、⑥春合宿交通費 8,400 円 (3 月に行う春合宿の際のテクニカルコーチの交通費代として 4,200 円 (新宿～山中湖平野、往復分)×2 名)、⑦春合宿宿泊代 5,832 円 (テクニカルコーチの宿泊代) である。

4 番項は、本部会計より事後申請として、①菓子折り代 1,404 円 (北上翔南高等学校応援指導渉外時の菓子折り代)、事前申請として、②卒業生に贈る品物代 126,000 円 (3,000 円×42 人分)、③神宮パネル代 21,000 円 (7,000 円×3 枚)、④SFC 新歓情報掲載費 4,000 円、⑤SFC オリエンテーション義務保証金 6,000 円、⑥第 88 回慶早レガッタ定期戦応援における音響費 70,000 円、⑦器材車修理費 400,000 円、⑧車庫証明発行手数料 6,000 円、⑨夏季合宿下見の交通費 18,000 円 (6,000 円(東京都区内～渋川、渋川～伊香保温泉、往復)×3 人)、⑩夏季合宿下見の宿泊費 10,000 円 (1 泊×1 人分)、⑪ポスター素材の撮影費 60,000 円である。

担当者は、4 番項①について現時点で購入する菓子は決定していない旨を説明した。4 番項③について、神宮球場での野球部と應援指導部との集合写真を日吉と三田のお世話になっている店舗へ送っていると説明した。4 番項⑥について、依頼先は放送研究会である旨を説明した。4 番項⑦について、昨年度に発生した事故による器材車の修理行う予定である旨を説明した。4 番項⑧について、元住吉の車庫を利用しており、その車庫の利用に証明書が必要であると説明した。4 番項⑨、⑩について 3 月に夏季合宿の下見を行うと説明した。宿泊費のうち 2 人分は無料であるため 1 人分の宿泊費となることを説明した。

全塾協議会事務局財務部長は 3 番項⑥、⑦について、交通費は 2 名分となっているが宿泊費は 1 名分となっている件について、実際に宿泊するのは 1 名だけであるかと質問した。應援指導部は、1 名は宿泊し、1 名は日帰りであると説明した。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 南 昇吾は本決議を承認した。

(6) 應援指導部の自治会費交付金財源特別支出承認申請 [20190228-08-OES]

應援指導部より交付金特別支出承認申請が上程された。

申請内容は、①レンタカー借用費用 200,000 円（神宮球場での応援活動における器材運搬 40,000 円×5 回分）、②所得税 60,000 円（器材車の名義人変更による）、③外部駐車場費用 80,000 円（神宮球場での応援活動における器材車運搬のため 4,000 円×20 回）である。

應援指導部は、レンタカーの借用について、応援活動においてレンタカーの借用が不可欠であり、昨年度は交付金にて支払うことを承認されたため、今回も申請したと説明した。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 南 昇吾は本決議を承認した。

(7) 共済部の独自財源特別支出承認申請 [20190228-09-KSB]

共済部より独自財源特別支出承認申請が上程された。申請内容は、事後申請として 2019 年 1 月分事務員報酬 1,970 円（時給 985 円×2 時間=1,970 円）である。

共済部は、議案書類の年月日が 2019 年 1 月 23 日になっているがこれは誤りであり、1 月議会にて提出する予定であったが、事務員の確認が取れなかったため 2 月議会での提出となったことを説明した。また、内容について、時給は最低賃金であり、2019 年 1 月 22 日に 2 時間勤務したと説明した。全塾協議会事務局財務部長は、書類の日付について書類の作成日であるから問題ないのではないかと議会で確認し、議会は、日付について問題がないため、修正の必要はないとした。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 南 昇吾は本決議を承認した。

(8) 法学部法律学科ゼミナール委員会の独自財源特別支出承認申請 [20190228-10-HHZ]

法学部法律学科ゼミナール委員会より独自財源特別支出承認申請が上程された。申請内容は事後申請として、12 月に開催予定であった法律学科ソフトボール大会において用具等を運搬する際のレンタカー費 39,047 円である。

担当者は、申請内容について天候不良で開催できなかったが、事前にレンタカーを借用していたために経費が発生したと説明した。また、例年は自家用車を使用していたが、今年度は自動車を出すことのできる委員がいなかったと説明した。

全塾協議会は修正案を全会一致で可決し、塾生代表 南 昇吾は本決議を承認した。

(9) 塾生代表の全塾協議会体制に関する議案 [20190228-13-JSD]

塾生代表より全塾協議会体制に関する議案が上程された。

 本議案の詳細な内容については別添の資料を参照（URL）とする。

初めに、塾生代表より p.1 に沿い、本議案の提出の経緯の説明が以下のとおりにあった。2019 年 1 月に行われた塾生代表の結果を見ても、塾生の全塾協議会に対する関心は低い。しかし、全塾協議会の所属団体の様々な活動を鑑みれば、全塾協議会の活動は塾生生活に大きく影響していると言える。全塾協議会への興味関心が低い原因はいくつも考えられるが、その一つとして、全塾協議会の意思決定プロセスに原因があると考えている。よって、議会を中心とした、本制度の見直しを提案する。

続いて、全塾協議会事務局財務部長が p.2、p.3 に沿い現行制度の説明を行った。現制度では、現在、予算承認についての議員の権限は明記されていない。

さらに、p.4 と p.5 に沿い新制度案の説明を行った。現在、交代は議会の可決によって行われているが、それをやめ、代わりに罷免権を設けると述べた。

全塾協議会事務局財務部長は、以前は事務局長公選制であり、事務局長が選挙で選ばれていたこと、塾生代表制度は現代表で 2 人目であることを説明した。文化団体連盟本部は、過去に塾生代表が議会の承認に対し拒否権を行使したことはあるか質問した。これを受けて全塾協議会事務局事務局長は、2017 年に全国慶應学生会連盟の地方交流プログラムの交通費を当時の塾生代表が拒否したことがあると述べ、塾生代表の拒否権の行使は過去 2 年間にそれだけであると説明した。現塾生代表は塾生代表として、1 度も拒否権の行使をしたことはないと話した。

文化団体連盟本部は今回の制度改正は選挙の関心を高めるためであるか質問した。全塾協議会事務局事務局長は、選挙の関心を高めるといよりも、公選制であるのが塾生代表 1 人だけであり、塾生の意見を反映しづらい現状を改善するためであると述べた。加えて、現状の全塾協議会では、塾生代表よりも議員、すなわち団体代表者の意見に左右されてしまい、民主的とは言えないと述べた。

文化団体連盟本部は、もし制度改正をして選挙するならば、塾生代表と公選議員の 3 人を 1 度に選出するのかと質問した。三浦は、3 人を 1 度に選出しなければいけないわけではないが、1 度に選ばれた方が、手続きが円滑になるのではないかと回答した。塾生代表は、改正案の良い点は、塾生代表の考えに共感してくれる人が議員として立候補することができ、広報する人も増え、選挙の投票率の増加を見込めること。悪い点は、選挙に立候補する人がいないと議会のシステムとして成り立たないことであると説明した。事務局長は、過去の塾生代表選挙の立候補は 1 回目から順番に 3 名、2 名、1 名となっていること。また、上部団体でない他の所属団体に所属する人も立候補できるようにすれば、より所属団体としての意見が発しやすくなり、全塾協議会に関わっている人の意見が今よりも議会に届きやすくなると話した。

福利厚生機関本部は、上部団体に所属する者も公選議員に立候補することができるのか質問した。事務局長は、立候補は可能であること。立候補者が当選した場合は当該団体所属の議員が3人となることを説明した。これを受けて、福利厚生機関本部は、特定の団体の構成員が立候補し、当選した場合、権力が強くなるのではないかと懸念材料であると話した。

文化団体連盟本部は、次年度の選挙管理委員会の委員長は全塾協議会の議員の中から選任するのかと質問した。事務局長は、2018年度選挙管理委員会がまだ活動を終わっていないため、選挙管理委員会から委員長の交代の申し出がない限り、次期委員長を議会で決定するのは活動を終わってからであると話した。事務局財務部長は、現時点で2018年度選挙管理委員会から委員を交代すると連絡は来ていないと話した。

全塾協議会議長は、誰の提案によって本議案が提出されたかを質問した。事務局財務部長は、塾生代表が提出した議案で、全塾協議会事務局は本議案の補佐をしていると説明した。議長は、制度の詳細を知りたい、どのような選挙にするか、具体的な構想を知りたいと話した。事務局長は、選挙そのものについての詳細は、選挙管理委員会に決めてもらうしかなく、あくまで個人的な考えになるが、3人一緒に選出した方が、投票率の向上が見込める。公選議員には、塾生の意見を集め、議会においてその意見を反映して欲しいと話した。事務局財務部長は、選挙は4,5月以降の実施となる見通しであり、詳細は来月以降規約の内容を吟味してからとなると話した。議長は、新制度は次回の選挙から運用する予定であるか質問した。事務局財務部長は、次に開催される選挙について想定していると話した。

全国慶應学生会連盟は、民主的を迫及するとしたら、最終的には、議員全員が公選で選ぶことになると思う。私は、新制度については全員が公選になるまでの移行期間だと思っている。そこまで見据えているのかと質問した。事務局長は、自分は来年度の終わりに卒業してしまうため、その先がどうなるかについてはその時の全塾協議会の考え方によると思う。とりあえず、運営してみて、形式が整ってから考えるのがいいのではないかと答えた。

文化団体連盟本部は、次も電子投票なのかと質問した。事務局財務部長は、選挙管理委員会が決めることであるが、現時点での選挙方法に関する報告は上がっていないと答えた。

全国慶應学生会連盟は、公選議員で2人選出したなら、その後、現行の塾生代表制度には戻すことができなくなるだろうと話した。

文化団体連盟本部は、塾生が投票しない、無関心であることが問題である。その解決方法として、今回の新制度でよいのかどうか質問した。塾生代表は、この制度は、無関心層に対してのものというよりも、全塾協議会を知っているが、何をしているのかまでは詳しく知らないという人へのものであると話した。文化団体連盟本部は、次回も電子投票にするのかどうかは今は気になると話した。事務局財務部長は、選挙管理委員会が検討はするが、その報告義務があるため、議会に報告があがってから議員に検討してもらうことができると答えた。

福利厚生機関本部は、無関心層が多いままの場合、今までより過激なことができるのではないかと。投票する塾生が少ない中で決を取れば、少数の意見が議会では多数になるというリスクがある

と話した。これに対し塾生代表は、どのような例が考えられるのか質問した。福利厚生機関本部は、例えば、一団体が進めたい業務があって、お金が必要ということになり、それを進めるにあたり長期スパンで公選議員を務めるとなった場合、選挙に関心のあるものがその団体内に増え、多数になってしまうと回答した。それに加えて、議長は、それでその一団体の人が全員公選議員になったら困ると話した。福利厚生機関本部は、一定数の投票率が取れていればいいと思うが、投票率が少ない中では前述のようなリスクがあると思うと話した。これを受けて事務局長は、2名の公選議員の追加だけでは過半数になることはないが、その先全員が公選議員になったとして、議会がそれを不安だというのであれば、上部七団体の議会を別に設ければよいのではないかと話した。塾生代表は、それはつまり二院制であるかと質問した。三浦は、全員が公選になることを不安に感じるのであればそのような制度になるのではないかと回答した。

文化団体連盟本部は、同じ所属団体から公選議員を二人出すことも可能なのかと質問した。事務局長は、現状の提案ではそのとおりだが、1人にすべきなどがあれば、議会で提案してほしいと答えた。文化団体連盟本部は、新制度を導入する段階であるのか質問した。事務局長は、現状の議会制度は全会一致であるため、もし議員の中で異論があってもそれを発現することは難しいのではないかと考えている。公選議員が入って多数決になればその意見をより明確に伝えることができると説明した。

福利厚生機関本部は、選挙の成立に必要な投票率は塾生代表、公選議員それぞれ10%なのかと質問した。事務局長は、別々に選挙を行うならば、それぞれ10%であると回答した。福利厚生機関本部は、同時に選挙する際も同様かと質問した。事務局長は、そうである。ただし、塾生代表の立候補者は3人であるのに、公選議員の立候補者は0人ということも考えられると回答した。福利厚生機関本部は、擁立する人も増やさないといけないし、選挙成立のハードルも上がる。今でさえ選挙成立の達成は難しいと話した。事務局長は、立候補者を集めるのが難しいことは事実である。しかしながら、当選枠が増えることで立候補者が増えて、候補者の周りの人が投票すれば投票率が上がる。自分の団体の構成員が立候補しているとなれば投票数はさらに増えるのではないかと話した。

議長は、公選議員を取り入れることは良いと思うが、議会が全員公選議員になるのは現状ありえない。解決する方法は二院制くらいしかない。公選議員その人に問題があったとしても止めることのできる上部団体があればよいのではないか。その仕組みを今から考えるのが良いのではと提言した。事務局財務部長は、次の議会からその制度にするのかと答えた。議長は、そうであると答えた。

事務局長は、公選議員2名だけで議会を作るのは無理がある。公選議員を上部団体と同様7名にするには、それと同じだけの立候補者がいる状況が必要で、それは現状では厳しいと話した。議長は、各キャンパス1人くらい出せるのではと話した。事務局財務部長は、それならば、塾生代表選挙の時点でもっと候補者が出ていたのではないのかと話した。塾生代表は、はじめは各キャンパスから1人ずつ選出することを考えていた。しかし、現状を鑑みてそれは厳しいと思ったと話した。事務局長は、公選議員を2名にして、立候補者数を見て公選枠を増やすことを考えられれば良いと思う。各キャンパスで選出する際の一番の懸念は立候補する人がいるのかどうか。半分くらいのキャンパスで立候補者がいないとなると、全塾協議会は必要ないと思われるきっかけとなりうると話

した。

議長は、今、話し合いをして結論まで落とし込まないといけないのかと確認をした。事務局長は、3月の議会で新規約をまとめて、遅くとも4月には議決しなければならない。しかし、立候補者集めを考えると3月議会までには決めてもらいたいと話した。議長は、今日どこまで話すべきか1人ずつ話すよう議会に提言した。文化団体連盟本部は、現状のまま選挙をするか、新制度でするかを決めたいと話した。福利厚生機関本部は、規約の改正をやるかやらないかを決めたいと話した。全国慶應学生会連盟は、制度をどのようにするか、塾生代表を執行機関にする2つの目的は分けてもいい。後者の案は今やっても良い。公選議員のことは今の議論の現状だと厳しい。将来的なことも含めて考えたいと話した。

事務局長は、次、選挙が成立しないと全塾協議会は解散し、交付金は大学に返還しなければいけないと話した。これを受けて議長は、選挙不成立の場合、さらに6か月任期を延長するといったように、投票率が10%を超えなくても全塾協議会が解散せずに済むように規約を変えるべきである。と話した。続いて全国慶應学生会連盟は、リスク回避という点では良いかもしれないと賛同した。事務局長は、再選挙は過去何回かあったが、再選挙が成立せずに再々選挙となった事例はないと話した。全塾ゼミナール委員会は、直近の再選挙はどのようなものだったか質問した。事務局長は、一度目は信任投票で成立せず、再選挙で対立候補が出て成立したと答えた。議長は、話を戻すようにと発言した。

全塾ゼミナール委員会は、新制度案をベースとして、現状との比較をするのが今日やることなのではないかと話した。文化団体連盟本部は、どこまでとは言えないが、何かしら決めた方が良いのではと話した。事務局長は、本来であれば毎月でも話し合っ、来年の選挙で実施した方が良いが、今回は再選挙になったら解散となるため早急に話を進めるべきであると話した。体育会本部は、立候補者さえいれば投票率が10%を超える見込みが出るので良いが、制度を変えるリスクがある。現状の制度で行って、2人の候補者を擁立することに尽力した方が良いのではと話した。福利厚生機関本部は、3月に議案を提出してもらって否決というのもありかと質問した。事務局長は、はいと回答した。福利厚生機関本部は、今議案を提出されて、すぐ賛成というのは厳しい。今日は制度改革をやるという方向で議案を持ち帰り、3月の段階で提示されたものを議論するのが正確ではないかと話した。事務局財務部長は、本議案はあくまで、規約改正案であり、最終決定ではないと話した。事務局長は、方針だけ決めてほしい。制度を変更するにしても、いろいろな手段があると話した。全国慶應学生会連盟は、それが良いと思う。今の形からは変わっていかないといけない。現状では何の正当性があるか自分が拒否権を持っているのか疑問である。ただ、制度の変更の内容には疑問が残るので、とりあえずやってみて変化を起こすことは良いのではないかと話した。議長は、方針の具体的なアイデアはあるかと質問した。全塾ゼミナール委員会は、その前に、執行機関の長に塾生代表になる。つまりそれは事務局長公選制の時代に近くなるのか確認したいと発言した。塾生代表は、昔は事務局員でなくても事務局長に立候補できたのかを質問した。事務局長は、可能であった。事務局員でなかったが立候補した者もいたと答えた。事務局財務部長は、権限の変更以外は同じと言えると加えて説明した。議長は、議会と塾生代表との関係はどのようになるかと質問した。事務局長は、地方自治体の首長と議会のような関係になると答えた。塾生代表は、代表補佐委員会を動かさなかったから、自分の活動の実際の手続きを全塾協議会事務局にお願いで

きるのは、今後の塾生代表にとっても良いと思うと話した。全国慶應学生会連盟は、塾生代表を補佐する事務局になるということに関しては、誰も異論がない。問題は公選議員の方であると話した。

文化団体連盟本部は、議員の皆さんはどのようにして団体の代表に選ばれたのかを質問した。全塾ゼミナール委員会は、団体内でたまたま声をかけられて議会の説明を受けたと話した。文化団体連盟本部は、委員長に議員の権限が付随して来ていると話した。全塾ゼミナール委員会は、議員が議場にいる正当性や民主制を考えると全然達成できていないから公選制にしていった方が理想的な形に近づいてくるのではないかと話した。全塾協議会が閉鎖的なところは確かにあったと思う。その方が塾生一般に対するアピールが増えて投票率の増加につながるのではないかと話した。全国慶應学生会連盟は、9人の議員の話し合いになったときに、公選議員の2人の発言の方が直接的に塾生に選ばれているため重みがあって優越するのではないかと話した。ただ、多数決ならそれが防げるから良いのではないかと話し、塾生代表はどうかと質問した。塾生代表は、何かしらは変わるべきである。理想では、全部公選で、各キャンパスで立候補者を立て、皆の意見を集約すれば民主的ではある。しかし、理想論であるから、枠が2人なら立候補する人はいるのではないかと思った。多数決だから議会は回っていきけるのではと思うと話した。

議長は、妥協的に変更することに対して何かあるかと質問した。全国慶應学生会連盟は、特になければとりあえず賛成にして、3月までに構想を練る。とすれば選択肢を残す意味でよいと思うと話した。全塾ゼミナール委員会は、今日中に議案が通れば、実際に規則をどうするか考えるかと質問した。事務局財務部長は、全塾協議会事務局規則など、大幅に変更する必要があると話した。事務局長は、制度改革に伴い規約を変更する必要がある部分が多くあるが、1か月あれば変更できると話した。全塾ゼミナール委員会は、本来は長く話し合うべきことであり、全塾協議会事務局が仕事量として辛いのかと質問した。事務局長は、事務局の業務量は問題ではない、制度を変更するかしないかを決めたい。変更しないなら、今の制度で行うことになるかと答えた。議長は、今の制度で公選議員を2名追加することはできるのかを質問した。事務局財務部長は、規約に上部七団体の名前が記載されている。その部分に変更せざるを得ないと話した。議長は、公選議員も議案を提出できるかと質問した。事務局長は、そうである。塾生が議案を提出するなら、署名を集めないといけないが、公選議員に依頼すれば提出できるようになる。今は、それができるのは塾生代表だけであると説明した。事務局財務部長は、塾生代表の権限として、議会で可決したものであっても拒否できるというものがある。しかし、予算案については自分で提案したものであるので当然承認することになると話した。事務局長は、議会の変更点の最後にある、所属団体代表者の罷免権に関しては、今は処分審査会が必要だが、公選議員の意見が入ることでそれなしで罷免することができると述べた。議長は、所属団体の名前も入っていると話した。事務局財務部長は、全塾協議会に所属している団体についてであり、今は処分審査会と交代の否認を行えると話した。議長は、所属団体をわざわざ入れた理由はと質問した。事務局長は、今だと所属団体の代表を決める際には塾生代表の承認の前に議会の可決が必要であるが、変更すれば塾生代表が団体の代表を任命できるので、行政の長としての役割が強まると説明した。事務局財務部長は、2019年3月16日までは草案を出すことが可能である。それを踏まえて考えてもらって3月議会までに調整はできると話した。議長は、規約の改正についてこの方針で行くということだと確認した。事務局長は、制度の変更にしつ

いて案があれば早めにメール等いただきたいと話した。

議長の福井は、本議案を取り下げさせ、各団体が再考したうえで再提案するよう伝えた。

9. 連絡事項

(1) 次回全塾協議会の日程

総務部長 中村歩は、全塾協議会規約 第 19 条に基づき次回全塾協議会定例会の日程について諮ったところ、次回全塾協議会定例会の開催日程並びに詳細は追って連絡する運びとなった。

10. 閉会宣言

事務局長 三浦和記が閉会を宣言し、19:53 に閉会した。